

## 質疑応答

### <第1回 令和6年10月10日開催分>

プログラム名：ルールメイキングに JAS を！～国際標準化まで見据えた標準化戦略～

御質問	回答
JAS 化したいものについて、国際規格化を望まないときは、JAS 化は難しいですか？	<p><b>【農林水産省 基準認証室からのご回答】</b></p> <p>JAS 化するに当たり、必ず国際規格化しなければならないというわけではありません。ただし、農林水産省の国際標準化の推進に係る予算事業を活用される場合には、国際標準化に取り組んでいただくこととなります。</p>
前提として、国内の産業界の合意形成が必要と考えます。その合意形成はどのような仕組みで進められるのでしょうか。	<p><b>【農林水産省 基準認証室からのご回答】</b></p> <p>合意形成の仕組み・進め方について、決まりはありませんが、農林水産省が公表している「JAS 原案作成マニュアル」では、業界の利害関係者、その分野の有識者などをメンバーとしてプロジェクトチームを立ち上げ、その中で具体的な内容の検討、意見調整を進めていただくことを推奨しています。</p>
定性的な答えでもいいのですが、海外市場において JAS 品と非 JAS 品の価格差はどれくらいあるのでしょうか。	<p><b>【事務局からの回答】</b></p> <p>海外市場における JAS 品と非 JAS 品の価格差については、商品や国にもよるため、一概に回答できません。</p> <p>海外の現地で生産され、その現地で販売されている JAS 品については、現地工場で生産されたものが、日本のものと同等の日本品質であることをアピールするために、JAS 認証を取得している事例があると承知しています。</p>
標準化のメリット、デメリットの具体的な事例を、さらに詳しくお聞きしたいと思いました。	<p><b>【事務局からの回答】</b></p> <p>ご意見ありがとうございます。次回のセミナー内容の企画の際の参考とさせていただきます</p>
農水省は、結局、国際標準化を推進されるのでしょうか。	<p><b>【農林水産省 基準認証室からのご回答】</b></p> <p>農林水産省では、JAS 等の国際標準化を推進しております。</p> <p>食品・農林水産物の輸出力強化が課題となる中、海外との取引を円滑に行うためには、日本の事業者によって取り組みやすく有利に働く規格の制定・活用を進める必要があると考えております。</p>
現在 Codex 規格の添加物の基準値見直しを進められていると思います。この事と JAS の国際標準化推進との整合性についてど	<p><b>【農林水産省 基準認証室からのご回答】</b></p> <p>飲食料品の品質 JAS については、添加物の使用基準として、「CODEX STAN 192 3.2 の規定に適合するものであって、かつ、その使用条件は同規格 3.3 の規定に適合していること。」としております。</p> <p>具体的には、使用によってメリットがあるもの、消費者に対する健康</p>

<p>のようにお考えでしょうか。</p>	<p>上のリスクがない等の食品添加物であって、その使用条件として、期待される効果を達成するために必要な量で、可能な限り少ない量に制限すること等を定めており、最新版の食品添加物の一般規格（CODEX STAN 192）と整合するように規定しております。</p> <p>なお、個々の食品添加物の成分や基準値等については、食品衛生法において規定されております。</p> <p>このように、添加物の使用基準については、原則として、国際規格である Codex との整合を図っております。</p> <p>なお、セミナーの中でお話をさせていただいた JAS 等の国際標準化推進については、飲食料品の品質 JAS を含めた全ての JAS を国際標準化するという方針ではなく、個々の規格の特性を踏まえながら、農林水産物・食品の輸出力強化に向けて、有効と考えられるものについては、ISO 規格などの国際規格として提案を行う、又は、JAS のまま海外において浸透・定着を図る方針としております。この場合であっても、基本的には、上記の Codex の食品添加物の一般規格の考え方に則って対応していくことになると考えております。</p>
----------------------	---